

官報

号外

昭和三十年十二月八日

○第二十三回衆議院會議録第六号

昭和三十年十二月八日(木曜日)

議事日程 第六号

昭和三十年十二月八日

午後一時開議

第一 社会保険審査会委員任命につき事後承認の件

●本日の會議に付した案件

中原健次君の去る五日の本會議に

おける発言に関する発言

日程第一 社会保険審査会委員任命につき事後承認の件

国土総合開発審議会委員の選挙

北海道開発審議会委員の選挙

畑地農業改良促進対策審議会委員

の選挙

海岸砂地地帯農業振興対策審議会

委員の選挙

昭和三十年年度の地方財政に関する

特別措置法案(内閣提出)及び交

付税及び譲与税配付金特別会計

法の一部を改正する法律案(内

閣提出)の趣旨説明及びこれに
対する質疑

午後三時八分開議

○議長(金谷秀次君) これより會議を
開きます。

○議長(金谷秀次君) 去る五日の本會
議における発言に關し、中原健次君か
ら發言を求められております。これを
許します。中原健次君。

〔中原健次君登壇〕

○中原健次君 十二月五日の本會議場
における私の發言中不穩当と認められ
るところは、自発的に取り消します。

○議長(金谷秀次君) ただいまの中原
君の發言により、議長において、不穩
当と認められる部分は、これを取り消
し、會議録から削除いたします。さよ
う御了承願います。

日程第一 社会保険審査会委員任
命につき事後承認の件

○議長(金谷秀次君) 日程第一につき
お諮りいたします。内閣から、社会保
險審査会委員に藤田宗一君を任命した
ので、社会保険審査官及び社会保険審

査会法第二十二条第三項の規定により、
その事後の承認を求めたいとの申し出
がありました。右申し出の通り承認を
与えるに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(金谷秀次君) 御異議なしと認
めます。よつて承認を与えるに決しま
した。

○議長(金谷秀次君) 国土総合開発審
議会委員が一名欠員となっております
ので、この際同委員の選挙を行いま
す。

○長谷川四郎君 国土総合開発審議会
委員の選挙は、その手続きを省略し
て、議長において指名されんことを望
みます。

○議長(金谷秀次君) 長谷川君の動議
に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(金谷秀次君) 御異議なしと認
めます。

議長は国土総合開発審議会委員に北
澤直吉君を指名いたします。

○議長(金谷秀次君) 次に、北海道開
発審議会委員が一名欠員となっております
ので、この際同委員の選挙を行いま
す。

○長谷川四郎君 北海道開発審議会委
員の選挙は、その手続きを省略して、議
長において指名されんことを望みま
す。

○議長(金谷秀次君) 長谷川君の動議
に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(金谷秀次君) 御異議なしと認
めます。

議長は北海道開発審議会委員に松田
鐵藏君を指名いたします。

○議長(金谷秀次君) 次に、畑地農業
改良促進対策審議会委員が一名欠員と
なっておりますので、この際同委員の
選挙を行います。

○長谷川四郎君 畑地農業改良促進対
策審議会委員の選挙は、その手続きを省
略して、議長において指名されんこと
を望みます。

○議長(金谷秀次君) 長谷川君の動議
に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(金谷秀次君) 御異議なしと認
めます。

議長は畑地農業改良促進対策審議会
委員に久野忠治君を指名いたします。

○議長(金谷秀次君) 次に、海岸砂地
地帯農業振興対策審議会委員が一名欠

昭和三十年十二月八日 衆議院會議録第六号

社会保険審査会委員任命につき事後承認の件 国土総合開発審議会委員の選挙
改良促進対策審議会委員の選挙 海岸砂地地帯農業振興対策審議会委員の選挙

北海道開発審議会委員の選挙

畑地農業

昭和三十年十二月八日 衆議院會議録第六号

昭和三十年年度の地方財政に関する特別措置法案についての太田國務大臣の趣旨説明 交付税及び譲与税配付金特別会計法の 五十六

員となっておりますので、この際同委員の選挙を行います。

○長谷川四郎君 海岸砂地地帯農業振興対策審議会委員の選挙は、その手続を省略して、議長において指名されんことを望みます。

○議長(金谷秀次君) 長谷川君の動議に御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(金谷秀次君) 御異議なしと認めます。

議長は海岸砂地地帯農業振興対策審議会委員に福井順一君を指名いたします。

昭和三十年年度の地方財政に関する特別措置法案(内閣提出)の趣旨説明

○議長(金谷秀次君) この際、国会法第五十六条の二の規定により、昭和三十年年度の地方財政に関する特別措置法案及び交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律案の趣旨の説明を順次求めます。國務大臣太田正幸君。

〔國務大臣太田正幸君登壇〕

○國務大臣(太田正幸君) ただいま提案いたしました昭和三十年年度の地方財政に関する特別措置法案の提案の理由及びその内容の概要について、簡単に御説明申し上げます。

御承知の通り、政府は、地方財政の窮状を打開し、地方財政再建の基礎を確立するため、当面とるべき措置について鋭意検討をいたして参つたのであります。今般、地方制度調査会の答申の趣旨をも極力尊重し、国家財政の現状をも十分考慮いたしまして、とり

あえず、本年度地方団体に対し地方交付税の率三〇に相当する百八十八億円の財政措置を行ひまして、これに基づき、百六十億円を、地方交付税の交付の例によつて、臨時地方財政特別交付金として交付することとしたのであります。従つて、本年度において、国から地方団体に対しまして一般財源として交付される地方交付税、タバコ専売特別地方配付金及び臨時地方財政特別交付金の合計額千五百七十九億円の九割二分に当ります千四百五十二億円を普通交付税の交付方式によりまして、八〇の額百二十七億円を特別交付税の交付方式によりまして交付することとしたのであります。

これがため、本年度分の地方交付税の額の算定等につきまして特例を設け、地方交付税はその全額を普通交付税として配分交付することとするなどの必要が生じてくるのでございます。しかも、これらのもう一つの措置は、い

ずれも本年度に限つての特別措置であることにもかんがみまして、地方交付税法の一部を改正するという形式によることなく、単独の特別法により措置することとしたのであります。ここに本法律案を提出したのであります。

次に、本法案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

第一点は、臨時地方財政特別交付金に関する事項であります。総額を百六十億円と定めるとともに、その交付の方法につきましては、一部を普通交付税の交付方式により、他の一部を特別交付税の交付方式によつて交付することとしたし、普通交付税の交付方式による部分は、地方交付税、タバコ専売特別地方配付金及び臨時地方財政特別交付金の合計額の九二に相当する額から普通交付税の額を控除した額、すなわち七十八億円、特別交付税の交付方式による部分は、合計額百二十七億円からタバコ専売特別地方配付金四十五億円を控除いたしました八十二億円としたのであります。

第二点は、地方交付税の配分に関する特例事項でございます。第一の措置に伴ひまして、本年度に限り、地方交付税はその総額を普通交付税として配分することとし、各地方団体に対して

交付すべき普通交付税の額の算定方法は、普通交付税の総額を、各地方団体の基準財政需要額が基準財政収入額を越える額、すなわち財源不足額で按分することとしたのであります。基準財政需要額の算定に用いる単位費用につき、本年度限りの特例を定めたのであります。この特例単位費用の積算は、今回の特別措置の趣旨をも勘案いたしました上、既定の単位費用について、従来より不十分であつた投資的経費を是正することを第一とし、消費的経費につきましては、道府県分恩給費の算入不足を是正することにとどめたのであります。

以上が本法案の提案の理由及び内容の概要であります。

幸いに本法案が成立いたしました上は、すみやかに八月に決定いたしました普通交付税の決定額を変更いたしましたとともに、臨時地方財政特別交付金のうち、普通交付税の交付方式により交付すべき部分を決定いたしましたので、各地方団体に交付することとしたし、臨時地方財政特別交付金の残額とタバコ専売特別地方配付金とは、明年二月中において、特別交付税の例によつて交付したいと存じております。

何とぞ、慎重御審議の上、すみやかに可決されんことをお願いいたします次第でございます。(拍手)

交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明

○議長(金谷秀次君) 大蔵大臣一萬田尙登君。

〔國務大臣一萬田尙登君登壇〕

○國務大臣(一萬田尙登君) ただいま議題となりました交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由を御説明申し上げます。

政府におきましては、今般、地方財政の現状に対処するため、本年度限りの臨時の措置といたしまして、総額百六十億円の臨時地方財政特別交付金を地方団体に交付することとし、今国会に昭和三十年年度の地方財政に関する特別措置法案を提案したのであります。

この措置に伴ひまして、臨時地方財政特別交付金に関する経理はこれを交付税及び譲与税配付金特別会計において行うこととし、この交付金に相当する金額につきましては、別途、予算で定めるところにより、一般会計から

この会計に繰り入れることとしたしますとともに、本年度に限り、この交付金を支弁するため、必要がある場合にはこの会計において借入金を行うことができることとしたため、交付税及び譲与税配付金特別会計法につきまして所要の改正を行うこととしたのであります。

以上がこの法律案を提出いたしました理由でございます。(拍手)

昭和三十年度の地方財政に関する特別措置法案(内閣提出)及び交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明に対する質疑

○議長(益谷秀次君) ただいまの趣旨の説明に対する質疑に入ります。門司亮君。

〔門司亮君登壇〕

○門司亮君 私は、ただいま議題になっております昭和三十年度の地方財政に関する特別措置法案、並びに交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律案の二案に対しまして、日本社会党を代表いたしまして若干の質問を政府にいたしたいと思っております。

今日の地方財政の現状は、私が申し上げるまでもなく、皆さんの方がよく御存じだと考え、さらに政府は十分なる責任を感じておられるのでございます。今日の赤字あるいは地方の財政の不足額の上ってきた原因等は、今さらくどく申し上げる必要はないかと思ひますが、政府が、国家予算に対して、均衡予算と称する名のもとに、その財源のすべてに対して一銭の公債政策もとらないという、いわゆる超均衡予算を堅持いたして参りましたが、しかしながら、このことは、国と地方を通ずる財政並びに行政の運営の面から考へて参りますと、当然、地方は、そのしわ寄せとして、昭和二十五年以来年々多額の公債を發行せざるを得ない実情にあつたことは御存じの通りであります。その公債の、本年度、昭和三十年度の累積された起債総額は、実に四千五百八十三億という莫大な数字に上つておることも、御承知の通りであります。これの元利償還は本年度において五百十一億になつておる。同時に、このままの姿で推移いたして参りますならば、おそらく、昭和四十年年度には、その起債の総額は約九千億になるでございましょう。元利の償還額は一千五百億をこえるであろうとい

うことは、政府当局の数字を見てもよくわかるのでございます。この起債政策だけを見て参りましても、地方の自治体は財政的に破綻せざるを得ないのであります。

それに加えて、本年度予算において、約二八%に相当いたして参ります二千七百五十三億という補助金並びに国庫支出金が出てきておる。これに見合ふ財政がほんとうに地方の自治体に立てられておったかどうか。しかも、地方の財政と見合ふ財政計画はなかつた。と同時に、補助金自体も十分に実情に即しておるだけの財政措置がしてない。地方の自治体が、この政府の補助金によつて非常に多くの仕事をし参りますと、必然的に地方の超過負担額が出てくる。はつきり申し上げてもいいのでありますが、茨城県の一例をとつて参りましても、七十四億の財政不足額に対して、茨城県として昭和二十八年年度に超過負担として行いました額は一億五千万円をこえておるのであります。これは、四十六都道府県並びに全国の市町村に及ぼします累というものが百億をこえておるであらうといふことは、数字が明らかに物語つておる。こういう実態の中にあつて、今日の地方の自治体の財政不足とい

うものが出てきておるのであります。この累積されたものに対して政府の責任による財政措置を今回しようとするのが、私はこの法案の趣旨ではないかと考えておるのでございます。

従つて、かりに本年度の財政不足額だけを――これは私が申し上げるのでない。政府の一つの機関として設けられております地方財政審議会の報告をそのまま数字的に見て参りますと、大体ことしの財政不足額としてあげられるものは、国税の三税の減税によります不足額の八十七億が措置してないといふこと、さらに警察費の不足額が平年度にならして参りますならば七十二億の大きな穴をあけておるといふこと、その次には、給与費の是正に伴います不足額は四百二億になつておるといふことが明らかになつておる。さらに、公債費の増の八十三億、恩給費の増額四十五億等、あるいはそのほかに奄美大島に対する九億といふような数字を入れて参りますと、実にその総額は六百九十八億に上つておる。今日地方財政の非常に窮屈といわれております交付団体の分だけを差し引いて参りましても、五百四億といふのは、どうしても、この国会で、三十年度の予算の執行の途上において、

政府はこれを補填する義務があるのでないかといふことを私は考える。そのことを、さっきの長官の説明の中にありましたように、三十一年度において抜本的な地方財政の計画を立てるといふならば、政府は、少くとも、この議会において、今申し上げました財源不足額を十分に補てんしておきませんと、三十一年度の地方財政計画は立たないのである。(拍手)このことについて、政府は、一体、ほんとうに地方財政の今日の危機を救ふことのために本法案を提出されたかどうかといふことに、私は多大の疑問を持つものでございます。従ひまして、以下、政府に対しまして、それらの措置に対する質問を具体的に申し上げて、御答弁を得たいと思つてございます。

政府の今回の措置は――予算面による百六十億の数字が出て参つておりますが、今申し上げましたように、地方自治体の赤字というものは、あるいは本年度の財源不足と目されるものは、交付団体だけにしても五百四億あるといふことが明らかになつておる。その五百四億の赤字があるといふことが明瞭になつておるにもかかわらず、百八十八億という数字でこれがまかなえるというお考えをお持ちになつた根拠を

明らかに示してもらいたいというのでございます。(拍手)

その次には、この政府の予算措置と
思われる百六十億のほかに、二十八億
を地方の財政節約その他によってまか
なりという、これを政府は財源措置と
申しておりますが、果してこれが財
源措置であるかどうか。もし政府がこ
れを財源措置であるというならば、次
の質問に対して明確に答えてもらいた
い。その二十八億の中の十四億は、公
共事業費の節約等によって、あるいは
繰り延べによって、当然地方が負担し
なければならぬ額を支出しなくても
済むから、これは一応の財政措置であ
るという詭弁を使っておりますが、
これは非常に大きな詭弁である。同時
に、残りの十四億は起債を認めると申
しておりますが、一体この起債は何
であるかということである。もし政府
がこの十四億の赤字を補てんするため
の起債であるとするならば、明らかに
これは赤字公債と見るといことが
ござい。私は正しい理論だと考へるので
ござい。もしこれが赤字公債である
というに理論づけられて参ります
ならば、政府は当然これが元利を補
償する義務があると思ひますが、この
点に対して政府はいかなる見解をお持ち

ちになるか、まずお聞きをしておき
たいと思ひます。(拍手)

次に、政府の所信について聞いてお
きたいと思ひますことは、公共事業費
の繰り延べによる百六十億の財源を出
すというお話でございますが、政府
は、ことに今日旧自由党と民主党が一
本になりました案の上において十分に
考へてもらいたいと思ひますことは、三十
年度の予算の修正に当りまして、共同
の修正が行われた。その修正の費目の
中に、農林省だけを見て参りまして
も、補助金が三十二億五千万円ふえて
おる。従つて、建設省その他を入れて
参りますならば、相当多くの公共事
業費の増額が見込まれておると私は思
ひます。従つて、政府は、
この見込まれた多くの公共事業費とい
うものに対する事業は、必ず三十年
度においてこれができ上るものとして私
は予算の修正をされたと考へる。しか
るに、年度はすでに三分の二過ぎてお
ります。今日、この公共事業を一時繰
り延べることに百六十億の財源
を出すということになりますと、いさ
さか、当初の皆さんの考へと、今日
予算の執行の上において矛盾がありは
しないかと考へますが、この点に對し
て政府はいかに考へになるか、聞いて

ておきたいと思ひます。(拍手)

われわれは、こういうふうに考へて
参りますと同時に、先ほどから申し上げ
ておりますように、政府の考へて
おります百八十八億というのはいさ
めて少額ではございますが、以上の二
点から勘案いたして参りますと、たとい
百八十八億でございしても、これは
全額資金運用部資金なりその他から政
府資金によつてまかなうということが
当然でなければならぬと考へるが、
この点に対する見解をあわせて御答
願ひたいと存するのでござい。(拍
手)

その財政処置をすべきであると思ひ
ますが、政府はその御意思がある
かないかということ、この機会に、
はつきり聞いておきたいと思ひので
ござい。(拍手)

最後に、私は大蔵大臣に一言聞いて
おきたいと思ひますのは、予算の執行
に對します一つの問題でございま
す。いわゆる會計法上の多少の疑義が
ございしますので、一応お聞きしてお
きたいと思ひます。その内容
は、予算が可決決定された後に
おける執行は、政府の權利と、さらに義
務でなければなりません。しかるに、そ
の予算の執行が進行いたしております
途中において、予算の一定割合を繰り
延べにするというふうなお考へをお持ち
になつておる。今の説明の中ではそ
うは言われませんでした。が、実際の問
題は、百六十億は予算の繰り延べであ
るということ、委員会においてしば
しば自治庁長官も答弁いたしてござ
いますので、私は間違ひがないと思ひ
ます。従つて、当然政府は決定された予算を
執行する権限と義務を持つてござ
います。その政府が予算執行の途上にお
いて繰り延べをするというふうなこ
とが、一体予算処置の上で認められる
かどうか。そういうことが言えるかど

か。明らかにこのことは国会の審議権
を無視した財政処置といわなければな
りませんが、大蔵大臣はこれに對して
いかにお考へになるか、この点をあ
わせて御答弁願ひたいと思ひのでござ
います。(拍手)

以上をもちまして私の二法案に對
する質問を終りたいと考へてござ
います。(拍手)

〔國務大臣太田正孝君登壇〕
○國務大臣(太田正孝君) 門司君の御
質問に對してお答え申し上げます。
昭和三十年度の地方財政の措置額百
八十八億円とされた根拠、また、これ
では不足するではないかという御質問
でございました。本年度の財政不足額
が幾ばくなるかということにつきま
しては、さきに地方制度調査会にお
いて検討いたしました結果、給与を別に
いたしまして約二百億程度と答申さ
れていたのでござい。これを基礎
といたしまして、内容をよく検討し、
国の財政の事情も考へて、百八十八
億円としたのでござい。本年度
は、皆様御承知の通り、各地方団体と
もに、年度の初めからきびしい財政運
営をいたしてござい。その緊縮方針
を堅持していく限り、本年度にお
いては単年度として赤字は防止できると思

うのでございます。また、赤字を出さないように私どもとして指導していきたいと考えております。

第二点は、公共事業費の地方財政負担の二百八十億円の不用額は、財源措置といふことができるか、インチキではないか、こういう御質問であつたのでございます。公共事業が繰り延べられますと、本年度の財政計画上は、それに見合います地方負担額が不用となります。かかる措置による不用額は、正確なる意味の財源措置とは言えないかもしれませんが、財源措置と同じ効果のある財政措置と考えているのでございます。

第三点は、期末手当の財源につきましては、でき得れば、本年度にいろいろ措置した結果といたしまして、補正の問題の場合にも考えなければならず、また、来年度の問題として十分努力をいたしたいという考えでございます。(拍手)

〔国務大臣一萬田尙登君登壇〕
○国務大臣(一萬田尙登君) 予算の執行の途上で変えることは審議権を無視しておりはせぬか、こういうような御質問であつたのでありますが、今回、公共事業の繰り延べ——これは例年巨額のものがあつたのでありますが、これ

を財源にいたしました、しかし、さらに予算の補正をいたしましたして御審議を仰ぐわけでありますので、決して審議権の無視にはならないと思ひます。(拍手)

○議長(益谷秀次君) 門司君から再質問の申し出がありますが、残りの時間はほとんどありませんので、簡単にお願いをいたします。

〔門司亮君登壇〕
○門司亮君 残りの時間がないのでございまして、ごく簡単に再質問をいたしましたと思ひます。

その再質問の要点は、私がお聞きをいたしました、いわゆる地方の負担額になる二十八億のうちの十四億が起債である。従つて、これは明らかに赤字公債とみることが私は正しいと思ふ。従つて、この赤字公債に対しては、政府は財源措置と言つております限りにおいては、少くともこれの元利を補償するということをここで言明してもらわなければ、財政処置とは言えないといふことである。従つて、重ねてこの点を明確にしておいてもらひたい。

それから、年末手当の問題にいたしましても、政府で処置をとられます以上は、それと見合ふ財源というものが

地方財政計画の中に必ずなければなりません。従つて、政府の責任においてこの額をぜひ補償してもらひたいという私の質問に対して、どうか丁寧に、正直にお答えをお願いしたいと思いますのでございまして。(拍手)

〔国務大臣太田正孝君登壇〕
○国務大臣(太田正孝君) 再質問に対して申し上げます。

地方債も一つの財源と存じます。これが第一点のお答えです。

第二点の年末手当についての財源は、公平の原則によりまして、国と同様に地方も出すことを期待しております。そして、措置がうまくいくように短期の融資を受ける場合は、政府においてめんどうを見ることにしております。しこうして、その結果がどうなるかを見まして、本三年度の末における補正問題として考える、もしくは、それができない場合は三十一年度の問題として考えたいと思ひるのでございます。

○議長(益谷秀次君) 大蔵大臣からは別に発言の通告がありません。これにて質疑は終了いたしました。本日はこれにて散会いたします。午後三時四十一分散会

出席国務大臣

大蔵大臣 一萬田尙登君

国務大臣 大蔵 唯男君

国務大臣 太田 正孝君

出席政府委員

自治庁財政部長 後藤 博君

大蔵省主計局長 森永貞一郎君

朗読を省略した報告

一、昨七日芥川参議院事務総長から鈴木事務総長宛、参議院は裁判官弾劾裁判所裁判員予備員中山福藏君の辞任を許可し、その補欠として市川房枝君を選挙した旨の通知書を受領した。

一、昨七日芥川参議院事務総長から鈴木事務総長宛、参議院は裁判官弾劾裁判所裁判員予備員中山福藏君の辞任を許可し、その補欠として市川房枝君を選挙した旨の通知書を受領した。

一、昨七日芥川参議院事務総長から鈴木事務総長宛、参議院は裁判官弾劾裁判所裁判員予備員中山福藏君の辞任を許可し、その補欠として市川房枝君を選挙した旨の通知書を受領した。

一、昨七日芥川参議院事務総長から鈴木事務総長宛、参議院は裁判官弾劾裁判所裁判員予備員中山福藏君の辞任を許可し、その補欠として市川房枝君を選挙した旨の通知書を受領した。

一、昨七日芥川参議院事務総長から鈴木事務総長宛、参議院は裁判官弾劾裁判所裁判員予備員中山福藏君の辞任を許可し、その補欠として市川房枝君を選挙した旨の通知書を受領した。

一、昨七日芥川参議院事務総長から鈴木事務総長宛、参議院は裁判官弾劾裁判所裁判員予備員中山福藏君の辞任を許可し、その補欠として市川房枝君を選挙した旨の通知書を受領した。

一、昨七日芥川参議院事務総長から鈴木事務総長宛、参議院は裁判官弾劾裁判所裁判員予備員中山福藏君の辞任を許可し、その補欠として市川房枝君を選挙した旨の通知書を受領した。

一、昨七日芥川参議院事務総長から鈴木事務総長宛、参議院は裁判官弾劾裁判所裁判員予備員中山福藏君の辞任を許可し、その補欠として市川房枝君を選挙した旨の通知書を受領した。

一、昨七日芥川参議院事務総長から鈴木事務総長宛、参議院は裁判官弾劾裁判所裁判員予備員中山福藏君の辞任を許可し、その補欠として市川房枝君を選挙した旨の通知書を受領した。

一、昨七日芥川参議院事務総長から鈴木事務総長宛、参議院は裁判官弾劾裁判所裁判員予備員中山福藏君の辞任を許可し、その補欠として市川房枝君を選挙した旨の通知書を受領した。

一、昨七日芥川参議院事務総長から鈴木事務総長宛、参議院は裁判官弾劾裁判所裁判員予備員中山福藏君の辞任を許可し、その補欠として市川房枝君を選挙した旨の通知書を受領した。

一、昨七日芥川参議院事務総長から鈴木事務総長宛、参議院は裁判官弾劾裁判所裁判員予備員中山福藏君の辞任を許可し、その補欠として市川房枝君を選挙した旨の通知書を受領した。

一、昨七日芥川参議院事務総長から鈴木事務総長宛、参議院は裁判官弾劾裁判所裁判員予備員中山福藏君の辞任を許可し、その補欠として市川房枝君を選挙した旨の通知書を受領した。

一、昨七日芥川参議院事務総長から鈴木事務総長宛、参議院は裁判官弾劾裁判所裁判員予備員中山福藏君の辞任を許可し、その補欠として市川房枝君を選挙した旨の通知書を受領した。

一、昨七日芥川参議院事務総長から鈴木事務総長宛、参議院は裁判官弾劾裁判所裁判員予備員中山福藏君の辞任を許可し、その補欠として市川房枝君を選挙した旨の通知書を受領した。

一、昨七日芥川参議院事務総長から鈴木事務総長宛、参議院は裁判官弾劾裁判所裁判員予備員中山福藏君の辞任を許可し、その補欠として市川房枝君を選挙した旨の通知書を受領した。

一、昨七日芥川参議院事務総長から鈴木事務総長宛、参議院は裁判官弾劾裁判所裁判員予備員中山福藏君の辞任を許可し、その補欠として市川房枝君を選挙した旨の通知書を受領した。

一、昨七日芥川参議院事務総長から鈴木事務総長宛、参議院は裁判官弾劾裁判所裁判員予備員中山福藏君の辞任を許可し、その補欠として市川房枝君を選挙した旨の通知書を受領した。

一、昨七日芥川参議院事務総長から鈴木事務総長宛、参議院は裁判官弾劾裁判所裁判員予備員中山福藏君の辞任を許可し、その補欠として市川房枝君を選挙した旨の通知書を受領した。

一、昨七日芥川参議院事務総長から鈴木事務総長宛、参議院は裁判官弾劾裁判所裁判員予備員中山福藏君の辞任を許可し、その補欠として市川房枝君を選挙した旨の通知書を受領した。

同 森 誓夫

(公使)外務事務官 木村四郎七

厚生省公衆衛生 楠本 正康

局環境衛生部長 河崎 一郎

外務省国際 協力局長 矢口 龍藏

外務省移住局長 安田 清

調達庁次長 海老塚政治

自治庁選挙部長 兼子 秀夫

一、今八日召集に応じた議員は次の通りである。

神奈川第三区選出 片山 哲君

新潟第四区選出 猪俣 浩三君

鳥根県選出 中崎 敏君

一、去る六日常任委員会において、次の通り理事を補欠選任した。

大蔵委員会

理事 横路 節雄君(理事横路節雄君去る三日委員辞任につきその補欠)

文教委員会

理事 町村 金五君(理事竹尾式君去る一日委員辞任につきその補欠)

理事 米田 吉盛君(理事伊東岩男君去る六日理事辞任につきその補欠)

理事 加藤 精三君(理事並木芳雄君去る六日理事辞任につきその補欠)

経済企画庁審議官 今泉 兼寛

昭和三十年十二月八日 衆議院會議録第六号 議長の報告

六〇

農林水産委員会

理事 小枝 一雄君 (理事安藤寛君去る六日理事辞任につきその補欠)

きその補欠)

理事 笹山茂太郎君 (理事松浦東介君去る六日理事辞任につきその補欠)

つきその補欠)

理事 助川 良平君 (理事鈴木善幸君去る六日理事辞任につきその補欠)

つきその補欠)

理事 田口長治郎君 (理事中馬辰猪君去る六日理事辞任につきその補欠)

つきその補欠)

理事 足鹿 覺君 (理事足鹿覺君去る一日委員辞任につきその補欠)

きその補欠)

予算委員会

理事 稲葉 修君 (理事上林山榮吉君去る一日委員辞任につきその補欠)

つきその補欠)

理事 川崎 秀二君 (理事中曾根康弘君去る六日理事辞任につきその補欠)

つきその補欠)

理事 西村 直巳君 (理事西村直巳君去る七月十五日委員辞任につきその補欠)

つきその補欠)

理事 今澄 勇君 (理事今澄勇君去る七月十八日委員辞任につきその補欠)

つきその補欠)

決算委員会

理事 櫻内 義雄君 (理事権名悦三郎君去る六日理事辞任につきその補欠)

つきその補欠)

理事 関谷 勝利君 (理事徳安實藏君去る五日委員辞任につきその補欠)

つきその補欠)

理事 田中 彰治君 (理事赤澤正道君去る六日理事辞任につきその補欠)

つきその補欠)

一、去る六日議院運営委員長において、次の通り理事の補欠を指名した。

理事 井上 良二君 (理事井上良二君去る五日委員辞任につきその補欠)

つきその補欠)

一、去る六日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

文教委員

木下 哲君

森本 靖君

農林水産委員

井出 一太郎君

運輸委員

松田 鐵藏君

通信委員

山口喜久一郎君

木下 哲君

予算委員

平野 三郎君

議院運営委員

横路 節雄君 久保田 豊君

一、去る六日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

文教委員

森本 靖君

木下 哲君

農林水産委員

吉川 久衛君

運輸委員

加藤常太郎君

通信委員

平野 三郎君

森本 靖君

予算委員

山口喜久一郎君

議院運営委員

井上 良二君

一、昨七日常任委員会において、次の通り理事を補欠選任した。

地方行政委員会

理事 永田 亮一君 (理事池田清志君去る五日委員辞任につきその補欠)

理事 吉田 重延君 (理事前尾繁三郎君去る五日委員辞任につきその補欠)

外務委員会

理事 山本 利壽君 (理事大橋忠一君昨七日理事辞任につきその補欠)

きその補欠)

理事

石坂 繁君 (理事菊池義郎君昨七日理事辞任につきその補欠)

商工委員会

理事 小笠 公昭君 (理事首藤新八君昨七日理事辞任につきその補欠)

きその補欠)

理事 鹿野 彦吉君 (理事南好雄君昨七日理事辞任につきその補欠)

きその補欠)

理事 小平 久雄君 (理事内田常雄君昨七日理事辞任につきその補欠)

きその補欠)

理事 笹本 一雄君 (理事秋田大助君昨七日理事辞任につきその補欠)

きその補欠)

運輸委員会

理事 松田 鐵藏君 (理事有田喜一君昨七日理事辞任につきその補欠)

きその補欠)

理事 島山 鶴吉君 (理事山本友一君昨七日理事辞任につきその補欠)

きその補欠)

通信委員会

理事 愛知 揆一君 (理事中垣國男君昨七日理事辞任につきその補欠)

きその補欠)

理事 秋田 大助君 (理事濱地文平君昨七日理事辞任につきその補欠)

きその補欠)

一、昨七日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員

田中 正巳君

高木 松吉君

社会労働委員

園田 直君

横井 太郎君

農林水産委員

松田 鐵藏君

加藤常太郎君

荒船清十郎君

建設委員

石野 久男君

議院運営委員

一、昨七日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

内閣委員

横井 太郎君

法務委員

草野 一郎平君

社会労働委員

大坪 保雄君

田中 正巳君

農林水産委員

加藤常太郎君

運輸委員

松田 鐵藏君

建設委員

久野 忠治君

議院運営委員

岡田 春夫君

一、去る六日議長において、次の通り特別委員を指名した。

海外同胞引揚及び遺家族援護に関する調査特別委員

逢澤 寛君

白井 莊一君

大橋 忠一君

木村 文男君

高岡 大輔君

高橋 等君

田中 龍夫君

田村 元君

仲川房次郎君

辻 政信君

中山 マサ君 原 健三郎君
保科善四郎君 堀内 一雄君
眞崎 勝次君 眞鍋 儀十君
受田 新吉君 神近 市子君
河野 正君 櫻井 奎夫君
楠 兼次郎君 戸叶 里子君
柳田 秀一君 山下 榮二君
石野 久男君

公職選挙法改正に関する調査特別委員

委員

相川 勝六君 青木 正君
足立 篤郎君 井出一太郎君
大坪 保雄君 大村 清一君
加藤鏖五郎君 小金 義照君
小山 長規君 薩摩 雄次君
杉浦 武雄君 平野 三郎君
淵上房太郎君 古井 喜實君
星島 二郎君 山本 利壽君
井堀 繁雄君 片島 港君
木原津與志君 佐々木良作君
島上善五郎君 鈴木 義男君
森 三樹二君 山口丈太郎君
川上 貫一君

行政監察特別委員

荒船清十郎君 大倉 三郎君
菊池 義郎君 佐々木秀世君
篠田 弘作君 高木 松吉君
田中 彰治君 塚原 俊郎君
濱野 清吾君 福永 一臣君

科学技術振興対策特別委員

委員

赤澤 正道君 有田 喜一君
稻葉 修君 小笠 公昭君
加藤 精三君 小平 久雄君
椎名悦三郎君 須磨彌吉郎君
中曾根康弘君 檜橋 渡君
西村 直己君 橋本 龍伍君
長谷川四郎君 前田 正男君
南 好雄君 山口 好一君
岡 良一君 志村 茂治君
田万 廣文君 福田 昌子君
三輪 壽壯君 森島 守人君
八木 昇君 和田 博雄君
岡田 春夫君

一、去る六日特別委員会において、委員長理事互選の結果次の通り当選した。

海外同胞引揚及び遺家族援護に関する調査特別委員会

委員長

原 健三郎君

理事

白井 莊一君 田中 龍夫君
高橋 等君 中山 マサ君
堀内 一雄君 神近 市子君
戸叶 里子君

科学技術振興対策特別委員会

委員長

有田 喜一君

理事

小笠 公昭君 椎名悦三郎君
長谷川四郎君 前田 正男君
南 好雄君 岡 良一君
志村 茂治君

一、昨七日特別委員会において、委員長理事互選の結果次の通り当選した。

公職選挙法改正に関する調査特別委員会

委員長

加藤鏖五郎君

理事

青木 正君 大村 清一君
小金 義照君 杉浦 武雄君
淵上房太郎君 井堀 繁雄君
島上善五郎君

行政監察特別委員会

委員長

高木 松吉君

理事

篠田 弘作君 濱野 清吾君
古川 丈吉君 三田村武夫君
山中 貞則君 神田 大作君
山田 長司君

一、昨七日議長において、次の特別委員の辞任を許可した。

海外同胞引揚及び遺家族援護に関する調査特別委員

高橋 等君

行政監察特別委員

坊 秀男君

一、昨七日議長において、次の通り特別委員の補欠を指名した。

海外同胞引揚及び遺家族援護に関する調査特別委員

中馬 辰猪君

行政監察特別委員

三田村武夫君

一、去る六日内閣から提出した議案は次の通りである。

昭和三十年度特別会計予算補正(特第2号)

一、去る六日委員会に付託された条約は次の通りである。

原子力の非軍事的利用に関する協力のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(条約第二号)

一、去る六日委員会に付託された議案は次の通りである。

昭和三十年年度特別会計予算補正(特第2号)

予算委員会 付託

公職選挙法の一部を改正する法律案(内閣提出第一号)

公職選挙法改正に関する調査特別委員会 付託

一、去る六日予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

一、去る六日参議院に送付した本院提出案は次の通りである。

一、昨七日内閣から提出した議案は次の通りである。

昭和三十年度の地方財政に関する特別措置法案

交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律案

一、昨七日予備審査のため内閣から送付された次の議案を受領した。

行政管理庁設置法の一部を改正する法律案

鉱業法の一部を改正する法律案

一、昨七日予備審査のため内閣から送付された議案は次の委員会に付託された。

行政管理庁設置法の一部を改正する
法律案(内閣提出第三号)(予)

内閣委員会 付託

一、決算委員長から提出した次の国政
調査承認要求に対し、議長は去る六
日これを承認した。

国政調査承認要求書

一、調査する事項

一、歳入歳出の実況に関する事
項

二、国有財産に関する事項

三、政府関係機関の収支に関す
る事項

二、調査の目的

決算の適正を期するため

三、調査の方法

関係各方面より意見聴取、資料
の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によつて国政に関する調査を致し
たいから衆議院規則第九十四条によ
り承認を求める。

昭和三十年十二月六日

決算委員長 上林與市郎

衆議院議長益谷秀次殿

明治三十五年第三種郵便物認可
三月三十一日

定価 一部

十五円

(送料別)

発行所

東京都新宿区市谷本村町一五
大蔵省印刷局
電話九段四三二一 東京官報課